

# 漁業経営体質強化対策事業の運用について

19水漁第3251号  
平成20年2月6日  
水産庁長官通知

## 第1 漁業経営体質強化対策事業

水産業燃油高騰緊急対策事業実施要領（平成20年2月6日付け19水漁第3248号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第3の3の（1）に規定する漁業経営体質強化対策事業については、以下に定めるところによるものとする。

## 第2 沿岸グループ活動支援事業

### 1 事業の内容

補助事業者（実施要領第4の規定に基づき選定した者）は次の事業を行うものとする。

#### （1）省燃油型沿岸漁業者協業化推進事業

ア 沿岸漁業者グループの協業化への取り組みを推進するため、沿岸グループ活動支援評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

イ 評価委員会は、沿岸漁業者グループの漁船等の省エネ推進及び経営改善に関する取組について、総合的に推進し、事業効果等を十分に審査するため、関係団体の代表者、学識経験者等により構成するものとする。

ウ 評価委員会は、燃油コスト削減のための協業化に取り組む沿岸漁業者グループの認定、省燃油型施設の導入をその実施内容とする省エネ協業化計画の評価、沿岸漁業者のグループ化を促進するための優良な取組活動に関する情報提供等に必要な現地調査、審議及び指導を行う。

エ 評価委員会は、沿岸漁業者グループの認定及び省エネ協業化計画の評価を行ったときは、沿岸漁業者グループに対して通知するとともに、大水を經由して水産庁長官に報告するものとする。

#### （2）漁業者協業化支援事業

##### ア 省エネ協業化計画の策定

（ア）沿岸漁業者グループが漁船等の省エネ推進及び経営改善に関する取組を総合的に推進するため、漁船等の省エネ推進及び経営改善に関する会議及び外部からの専門的知見を有した講師を招いた研修会の開催、省エネ推進効果の実証的試験等を通して、地域の実情にあわせて取り組むべき省エネ協業化のための省エネ協業化計画の策定等を行うために必要な経費の補助

（イ）沿岸漁業者グループが漁船等の省エネ推進及び経営改善に関する取組を他の漁業者にも波及させるため、地域における漁船等の省エネ推進に関する研修会への参加や優良な取組を広報するために必要な経費の補助

（ウ）省エネ協業化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（a）地域及び漁業の概要

（b）漁業経営（燃油経費の状況を含む）の現状及び問題点

（c）協業化による漁船等の省エネ推進効果及び経営改善の具体的内容

（d）（c）の措置を円滑に実施するために必要な漁船等の省エネ技術及び経営改

善に係る広報、研修等に関する事項

(e) (c)の措置の実施のために必要な技術、機器、施設等に関する事項

(f) 漁業協同組合等との連携・協力に関する事項

(g) コスト削減に向けた漁業従事者による共同作業に関する事項

(h) 省燃油型施設導入を実施する沿岸漁業者グループについては、事業により取得した設備等の共同所有または共同使用に関する事項

(i) その他、評価委員会が定める事項

#### イ 省燃油型施設導入

沿岸漁業者グループの省エネ推進及び経営改善に資する協業化に必要な施設・機材等の導入のために必要な経費の補助

ただし、省燃油型施設導入に関しては、評価委員会が以下の要件に配慮して適当であると認めたものに限る。

(ア) 省エネ技術・設備の導入を含む取組が、沿岸漁業者グループの提出した「省エネ協業化計画」に則し、かつ、同計画の実施に不可欠な新技術・設備等であること

(イ) 省エネ技術・設備の導入を含む取組は、漁業種類、対象魚種、操業形態等において同様の取組が当該地域及び当該地域と類似の条件にある周辺地域において普及していないものであること

(ウ) 省エネ技術・設備の導入を含む取組が、当該地域のみ限定されず、類似の条件、事情にある他の地域にも広く普及することが見込まれること

(エ) 漁業従事者5名以上が共同で利用する技術・設備等であること

#### ウ グループ化普及推進

沿岸漁業者のグループ化を促進するため、協業化による漁船等の省エネ推進及び経営改善の観点からの優良取組事例の収集・分析を行うとともに、沿岸漁業者を対象とした協業化推進説明会の開催及びパンフレットの作成・配布を全国的に実施するものとする。

## 2 沿岸漁業者グループ及び省エネ協業化計画の認定の要件

(1) 沿岸漁業者グループについては、次の要件を全て満たすものとする。

ア 高い燃油価格に対処した省エネのための意欲的な取組を行う沿岸漁業者グループ、団体又は法人であること

なお、団体には、沿岸漁業を営む漁業生産組合又は漁業協同組合を含むものとする。

イ 30トン未満の漁船を使用して行う沿岸漁業の従事者5名以上により構成されること

ウ グループを代表する者が、事業着手時点において65歳未満でなければならない。

ただし、漁業協同組合の場合は、事業リーダーを対象とするものとする。

エ グループの構成員と規約、取組予定内容等を記載したグループ認定調書を作成して、上記ア、イ、ウの要件に基づき、評価委員会において認定を受けたものであること

(2) 省燃油型施設導入を実施する沿岸漁業者グループについては、上記(1)の要件に加えて、次の要件を全て満たすものとする。

ア 地域の省エネ推進活動の中心的役割を担うグループであること

イ 格段の省エネ推進及び漁業経営改善のための進歩的・創造的な取り組み内容を記載した「省エネ協業化計画書(案)」を作成し、評価委員会におい

て、その取組内容が船の燃油消費総量（陸上設備を導入する場合にあっては、当該設備の燃油消費量）を1割以上削減できる取組であると評価されていること。

### 3 事業実施計画の作成及び承認

補助事業者は、別記様式第1号により、毎事業年度ごとに、実施計画書を作成の上、大水を経由して水産庁長官の承認を受けるものとする。

### 4 事業の報告

- (1) 沿岸漁業者グループは、別記様式第2号により、沿岸グループ活動支援事業実施報告書を作成し、事業終了後速やかに補助事業者に提出するものとする。
- (2) 補助事業者は、沿岸漁業者グループからの報告に基づき、別記様式第3号により実績報告書を作成し、毎事業年度終了後速やかに大水を経由して水産庁長官に提出するものとする。

### 5 補助対象経費

補助金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者が実施する漁船等の省エネ推進及び漁業者グループの経営改善に係る情報・資料の収集・分析、評価委員会及び説明会の開催、グループ化の推進、広報等に要する経費
- (2) 沿岸漁業者グループが実施する漁船等の省エネ推進及び経営改善に係る会議・研修会の開催、広報、指導謝金、省エネ協業化計画の作成等に要する経費
- (3) 沿岸漁業者グループが実施する技術・設備導入に係る情報・資料の収集・分析、船舶・機器・設備類の購入・改造及び設置、消耗品・備品類の購入、諸経費等に要する経費
- (4) 沿岸漁業者グループが実施する漁船等の使用及び燃油購入に係る経費は、研修会開催に必要な場合及び燃費効率の実証のために真に試験的なものである場合においてのみ補助対象とする。
- (5) 上記(1)～(4)のいずれについても、平成20年度末までに事業が完了し、精算が行える経費でなければならない。
- (6) 漁業者グループが実施する現地視察に係る経費については、補助対象としないものとする。

### 6 補助金の交付

- (1) 補助事業者は、第2の3により事業計画の承認を受けた場合には、速やかに大水に対して別記様式第4号による補助金の交付申請を行い、了承を得るものとする。
- (2) 大水は、補助事業者から(1)に基づく交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、補助事業者に対して別記様式第5号による交付決定の通知を行うものとする。
- (3) 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書により請求するものとする。
- (4) 大水は、補助事業者より概算払請求書による補助金の請求があった場合には、その内容を審査し、妥当と認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができるものとする。
- (5) 補助事業者は、事業終了後、別記様式第7号の精算払請求書により、大水に

補助金の交付を申請するものとする。

- (6) 大水は、4の(2)の事業実績報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、補助金の額を確定し、別記様式第8号により補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

#### 7 沿岸漁業者グループへの補助金の交付

- (1) 第2の1のエにより沿岸漁業者グループの認定及び省エネ協業化計画の評価を受けた沿岸漁業者グループは、補助事業者に対して別記様式9号による補助金の交付申請を行い、補助事業者の了承を得るものとする。
- (2) 補助事業者は、(1)の交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められるときは、当該申請者に対して別記様式第10号により補助金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (3) (2)の交付決定通知を受けた沿岸漁業者グループが概算払いにより補助金の交付を受けようとする場合には、別記様式第11号の概算払請求書を補助事業者へ提出するものとする。
- (4) 補助事業者は、(3)の概算払請求の申請があった場合には、補助金を交付することができるものとする。
- (5) 沿岸漁業者グループは、事業終了後、別記様式第12号の精算払請求書により、補助事業者へ補助金の請求を行うものとする。
- (6) 補助事業者は、4の(1)の事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、補助金の額を確定し、別記様式第13号により沿岸漁業者グループへ通知するものとする。
- (7) 補助事業者は、「実施要領」第3の3の(1)のアの(ア)及び(イ)の③の事業にあっては定額で、(イ)の①及び②の事業にあっては1/2以内の補助率で補助することができるものとする。

#### 8 施設等の管理運営

事業により取得した、又は効用の増加した省燃油型の施設、設備及び機械等の管理運営については、大水による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程等を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにすること。

### 第3 沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業

#### 1 事業の内容

##### (1) 共同漁場探索船導入

事業実施者は、共同漁場探索船を活用した漁業者グループの共同操業推進のために、一定期間の漁場探索船の用船を行うこととする。

##### (2) 共同漁獲物運搬船等導入

###### ア 共同運搬船利用

事業実施者は、共同漁獲物運搬船を活用した漁業者グループの共同操業推進のために、一定期間、漁獲物運搬船の用船を行うこととする。

###### イ 共同燃油補給船導入

事業実施者は、漁業者グループによる計画的な洋上補給による共同操業推進のために、補給船と洋上補給契約を締結し、当該契約に基づき漁業者グループの洋上補給を支援することとする。

### (3) グループ化促進支援

事業実施者は、(1)及び(2)を行う漁業者のグループ化促進を支援するために必要な検討会等を開催することとする。

## 2 グループ操業計画の作成及び承認等

(1) 事業実施者は、1の(1)又は(2)のアを実施しようとするときには、別記様式14、1の(2)のイを実施しようとするときには別記様式15により、グループ操業計画書を作成の上、事業主体を経由して水産庁長官に提出し、その承認を得なければならない。また、グループ操業計画の変更についても同様とする。

(2) 水産庁長官は次の要件が満たされていると認める場合には当該計画を承認するものとする。

#### ア 共同漁場探索船導入

(ア) グループ操業に参加する漁船が3隻(大中型まき網漁業にあつては3船団)以上であること

(イ) 共同漁場探索船の隻数がグループ操業参加漁船(大中型まき網漁業にあつては参加船団)の3分の1を超えていないこと

(ウ) 共同漁場探索船の用船予定料が適切であること

(エ) 共同漁場探索船の用船期間がグループ操業期間と比較して適切であること

(オ) 省エネに関する適切な目標(1割以上削減)が設定されており、かつ事業内容がグループ操業による操業の効率化に資するものであること

#### イ 共同漁獲物運搬船等導入

##### (ア) 共同運搬船等導入

① グループ操業に参加する漁船が3隻(大中型まき網漁業にあつては3船団)以上であること

② 共同漁獲物運搬船の用船予定料及び用船期間が適切であること

③ 省エネに関する適切な目標(1割以上削減)が設定されており、かつ事業内容がグループ操業による操業の効率化に資するものであること

##### (イ) 共同燃油補給船導入

① グループ操業に参加する漁船が10隻以上であること

② 共同燃油補給船に支払う経費が適切であること

③ 省エネに関する適切な目標(1割以上削減)が設定されており、かつ事業内容がグループ操業による操業の効率化に資するものであること

ウ グループ操業計画の変更については、ア及びイの規定に準ずるものとする。

## 3 グループ化促進支援の実施

(1) 事業実施者は、グループ化促進支援を実施しようとするときには、別記様式16又は17により計画書を作成の上、大水を経由して水産庁長官に提出し、その承認を得なければならない。

(2) 水産庁長官は当該実施計画が1の(1)又は(2)における漁業者のグループ化促進等に資するものであると認める場合には当該計画を承認するものとする。

る。

#### 4 事業の報告

##### (1) 共同漁場探索船導入及び共同漁獲物運搬船等導入

ア 事業実施者は、事業終了後、1の(1)又は(2)のアを実施した場合には別記様式18、1の(2)のイを実施した場合には別記19により実施報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

イ 事業主体は、上記アによる報告書の提出があった場合は、別記様式20により実施報告を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

ウ 事業実施者は、グループ操業計画に基づく操業の終了後、グループ操業報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

エ 事業主体は、上記ウによる報告の提出があった場合は、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

##### (2) グループ化促進支援事業

ア 事業実施者は、事業終了後、別記様式21により事業実施報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

イ 事業主体は、上記アによる報告の提出があった場合は、別記様式22号により実施報告を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

#### 5 補助対象経費

##### (1) 共同漁場探索船導入

補助対象経費は、グループ操業実施期間のうち6分の1の期間について、事業実施者が漁場探索船の用船に要する経費とする。

##### (2) 共同漁獲物運搬船等導入

###### ア 共同運搬船導入

補助対象経費は、グループ操業実施期間のうち6分の1の期間について、事業実施者が漁獲物運搬船等の用船に要する経費とする。

###### イ 共同燃油補給船導入

補助対象経費は、事業実施者が、漁業者のグループ化によって効率的な洋上補給を行う場合の共同燃油補給船へ支払う経費と、従来の方法で補給した場合に支払う経費との、差額とする。

##### (3) グループ化促進支援

補助対象経費は、事業実施者が漁業者のグループ化促進を支援するために必要な検討会の開催等に要する経費とする。

#### 6 補助金の交付

(1) 大水は、「実施要領」第3の3の(1)のイに規定する沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業の事業実施者に対し事業に要する経費を、(ウ)にあっては定額で、(ア)及び(イ)にあっては2分の1以内の補助率で補助することができるものとする。

(2) 大水は、補助事業者より概算払請求書による補助金の請求があった場合には、その内容を審査し、妥当と認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができるものとする。

#### 7 事業実施者

省エネ操業形態導入事業の事業実施者は事業対象となる漁業者の所属する漁業

者団体とする。

#### 8 対象漁業種類

この事業の対象となる漁業者は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令により定められた次の漁業種類を営む者とする。

- (1) 遠洋かつお・まぐろ漁業
- (2) 近海かつお・まぐろ漁業
- (3) 大中型まき網漁業
- (4) 北太平洋さんま漁業
- (5) いか釣り漁業

#### 9 グループ操業計画の中止

事業実施者は、2の(1)により承認を受けたグループ操業計画が中止された場合は、既に支払いを受けた助成金の全部について返還しなければならない。

ただし、グループ操業計画の中止について、事故等により当該計画期間中の操業が不可能となる等、水産庁長官が正当な理由と認めた場合にはこの限りではない。

#### 第4 事業実施期間

この事業の事業計画の承認を行う期間は、平成19年度から平成20年度までとする。

ただし、事業の実施期間は、承認された事業計画に基づく事業が終了するまでとする。

#### 第5 実施要領

大水は、漁業者の協業化による省エネの取組を促進するために、漁業経営体質強化対策事業を実施するときは、事業実施要領を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

#### 第6 事務手続きに関する規定

1 大水は「実施要領」第4の7に規定する会計規定及び交付規則について、この通知の第1において具体的に定めた漁業経営体質強化対策事業の内容に適合するようにこれらを定め、同事業を適正かつ円滑に行うよう努めるものとする。

2 大水は、この事業の実施状況を明らかにした帳簿その他の関係書類をこの事業の終了年度の翌年度から起算して5年間、整理保管するものとする。

別記様式第1号（第2の3関係）

沿岸グループ活動支援事業に関する事業実施計画承認申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 ○○○○ 殿

住所  
補助事業者名  
代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり沿岸グループ活動支援事業を実施することとしたいので、「漁業経営体質強化対策事業の運用について」（平成20年○月○日付け20水 第○○○号水産庁長官通知）第2の3の規定に基づいて承認されたく申請する。

記

1 目的及び概要

2 事業計画

(1) 省燃油型沿岸漁業者協業化推進事業

実施項目	実施予定時期	実施する事業の内容

(2) 漁業者協業化支援事業

ア 省エネ協業化計画策定

実施グループ予定数	実施する事業の内容	備 考

イ 省燃油型施設導入

実施グループ予定数	導入しようとする施設等の内容	備 考

ウ グループ化普及推進

優良取組事例説明会 開催場所	開催時期	出席予定人数	パンフレット配布予定数

3 事業費

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		基金補助金	自己負担金	
(1)省燃油型沿岸漁業者協業化 推進事業	円	円	円	
(2)漁業者協業化支援事業 ア 省エネ協業化計画策定 イ 省燃油型施設導入 ウ グループ化普及促進				

4 添付書類

- (1) 事業を委託して実施する場合には、当該委託契約書の写し
- (2) 県域における省エネ取組の方針について明らかにした書類

別記様式第2号（第2の4の（1）関係）

沿岸グループ活動支援事業に関する実績報告書

番 号  
年 月 日

補助事業者名 殿

住所  
漁業者グループ  
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業の運用について」（平成20年〇月〇〇日付け20水第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の4の（1）の規定に基づいて、下記のとおり実績を報告する。

なお、併せて補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の概要

2 事業実施内容

(1) 業者協業化支援事業

ア 省エネ協業化計画策定

開催場所	開催日	主な事業内容	参加者数	備考

イ 省燃油型施設導入

導入日	導入された施設等の内容	台数	備考

別記様式第3号（第2の4の（2）関係）

沿岸グループ活動支援事業に関する実績報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 ○○○○ 殿

住所  
補助事業者名  
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業の運用について」（平成20年○月○○日付け20水第○○○号水産庁長官通知）第2の4の（2）の規定に基づいて、下記のとおり報告する。

記

1 事業実施内容

（1）省燃油型沿岸漁業者協業化推進事業

実施項目	実施時期	主な事業内容

（2）漁業者協業化支援事業

ア 省エネ協業化計画策定

実施グループ数	実施した事業の内容	備考

イ 省燃油型施設導入

認定グループ数	導入された施設等の内容	備 考

ウ グループ化普及推進

優良取組事例説明会 開催場所	開催時期	出席人数	パンフレット配布数

2 実績事業費

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		基金補助金	自己負担金	
(1)省燃油型沿岸漁業者協業化 推進事業	円	円	円	
(2)漁業者協業化支援事業 ア 省エネ協業化計画策定 イ 省燃油型施設導入 ウ グループ化普及促進				

3 添付書類

- (1) 省エネ協業化計画策定に係る実施グループ数の実績報告として、グループ名称、所在地、代表者氏名等を記載した「省エネ協業化計画策定グループ一覧表」
- (2) 省燃油型施設導入に係る認定グループ数の実績報告として、グループ名称、所在地、代表者氏名、導入された施設等の内容を記載した「省燃油型施設導入認定グループ一覧表」
- (3) 配布されたパンフレット類

別記様式第4号（第2の6の（1）関係）

沿岸グループ活動支援事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

社団法人大日本水産会  
代表者の氏名 殿

住所  
補助事業者名  
代表者氏名

㊟

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった沿岸グループ活動支援事業実施計画について、「漁業経営体質強化対策事業の運用について」（平成20年〇月〇〇日付け20水 第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の6の（1）の規定に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 補助金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
沿岸グループ活動支援事業 (1) 省燃油型沿岸漁業者協業化推進事業 (2) 漁業者協業化支援事業 ア 省エネ協業化計画策定 イ 省燃油型施設導入 ウ グループ化普及促進  計	円	有・無	

※概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

別記様式第5号（第2の6の（2）関係）

沿岸グループ活動支援事業費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

補助事業者名  
代表者の氏名 殿

社団法人大日本水産会  
代表者氏名

㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった貴組合（会）が行う沿岸グループ活動支援事業に係る補助金について、申請のとおり交付することを了承したので、「漁業経営体質強化対策事業の運用について」（平成20年〇月〇〇日付け20水 第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の6の（2）の規定に基づき通知します。

別記様式第6号（第2の6の（3）関係）

沿岸グループ活動支援事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

社団法人大日本水産会  
代表者の氏名 殿

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、「漁業経営体質強化対策事業の運用について」（平成20年〇月〇〇日付け20水 第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の6の（3）の規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備 考
沿岸グループ活動支援事業					
(1) 省燃油型沿岸漁業者協業化推進事業					
(2) 漁業者協業化支援事業					
ア 省エネ協業化計画策定					
イ 省燃油型施設導入					
ウ グループ化普及促進計					

別記様式第7号（第2の6の（5）関係）

沿岸グループ活動支援事業費補助金精算払請求書

番 号  
年 月 日

社団法人大日本水産会  
代表者の氏名 殿

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった本組合（会）が行った沿岸グループ活動支援事業について、「漁業経営体質強化対策事業の運用について」（平成20年〇月〇〇日付け20水 第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の6の（5）の規定に基づき清算金として金〇〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a)-(b+c)	備 考
沿岸グループ活動支援事業					
(1) 省燃油型沿岸漁業者協業化推進事業					
(2) 漁業者協業化支援事業					
ア 省エネ協業化計画策定					
イ 省燃油型施設導入					
ウ グループ化普及促進計					

別記様式第8号（第2の6の（6）関係）

沿岸グループ活動支援事業の補助金の額の確定通知

番 号  
年 月 日

補助事業者名  
代表者の氏名 殿

住 所  
社団法人大日本水産会  
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で貴組合（会）から提出のあった沿岸グループ活動支援事業費補助金精算払請求書の内容を確認した結果、沿岸グループ活動支援事業の補助金の額は金〇〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

別記様式第9号（第2の7の（1）関係）

沿岸グループ活動支援事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

補助事業者名  
代表者の氏名 殿

住所  
漁業者グループ名  
代表者氏名

㊦

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった沿岸グループ活動支援事業に係る補助金について、「漁業経営体質強化対策事業の運用について」（平成20年〇月〇〇日付け20水 第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の7の（1）の規定に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 補助金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
漁業者協業化支援事業 1 省エネ協業化計画策定 2 省燃油型施設導入 計	円	有・無	

※概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

別記様式第10号（第2の7の（2）関係）

沿岸グループ活動支援事業費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

漁業者グループ  
代表者の氏名 殿

住所  
補助事業者名  
代表者氏名

㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった貴殿が行う沿岸グループ活動支援事業に係る補助金について、申請のとおり交付することを了承したので、「漁業経営体質強化緊急対策事業の運用について」（平成20年〇月〇〇日付け20水 第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の7の（2）の規定に基づき通知します。

別記様式第11号（第2の7の（3）関係）

沿岸グループ活動支援事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

補助事業者名  
代表者の氏名 殿

住 所  
漁業者グループ名  
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、「漁業経営体質強化対策事業の運用について」（平成20年〇月〇〇日付け20水 第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の7の（3）の規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備考
漁業者協業化支援事業					
1 省エネ協業化計画 策定					
2 省燃油型施設導入					
計					

別記様式第12号（第2の7の（5）関係）

沿岸グループ活動支援事業費補助金精算払請求書

番 号  
年 月 日

補助事業者名  
代表者の氏名 殿

住 所  
漁業グループ名  
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった本組合（会）が行った沿岸グループ活動支援事業について、「漁業経営体質強化対策事業の運用について」（平成20年〇月〇〇日付け20水 第〇〇〇号水産庁長官通知）第2の7の（5）の規定に基づき清算金として金〇〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a) - (b+c)	備 考
漁業者協業化支援事業					
1 省エネ協業化計画 策定					
2 省燃油型施設導入					
計					

別記様式第13号（第2の7の（6）関係）

沿岸グループ活動支援事業の補助金の額の確定通知

番 号  
年 月 日

漁業者グループ  
代表者の氏名 殿

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名 ㊤

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で貴殿から提出のあった沿岸グループ活動支援事業費補助金精算払請求書の内容を確認した結果、沿岸グループ活動支援事業の補助金の額は金〇〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。